

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒171-0021

東京都豊島区西池袋4丁目3番12号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-3666

FAX: 03-3982-2913

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を *Facebook* <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

第34回内閣府障害者政策委員会 開催される

5月29日(月)に中央合同庁舎8号館にて開催された第34回内閣府障害者政策委員会において、障害者差別解消支援地域協議会の設置状況並びに設置・運営等に関するガイドライン、文部科学省による「特別支援総合プロジェクト特命チーム」と「障害者学習支援推進室」の設置と障害者の障害を通じた多様な学習活動の充実に対する大臣メッセージの発出が報告された後、第4次障害者基本計画骨格案についての委員による討議が行われた。

以下、障害者差別解消支援地域協議会の設置状況及び障害者の障害を通じた多様な学習活動の充実についての概要を一部抜粋して報告する。

障害者差別解消支援地域協議会の設置状況について

平成29年4月1日時点

1. 地域協議会の設置状況

※「設置済み」「共同で設置済み」の回答には、他法令に基づく機関に同様の機能を付加している場合など、事実上設置済みのものを含む

選択肢	都道府県		政令指定都市		中核市等		一般市		町村	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア 設置済み	46	98%	20	100%	55	67%	273	38%	175	19%
イ 共同で設置済	0	0%	0	0%	1	1%	59	8%	112	12%
ウ 設置予定	1	2%	0	2%	11	13%	158	22%	148	16%
エ 設置しない	0	0%	0	0%	1	1%	12	2%	14	2%
オ 未定	0	0%	0	0%	14	17%	210	29%	478	52%
計	47	100%	20	100%	82	100%	712	100%	927	100%

2. 地域協議会の組織形態

※1. で「設置済み」又は「共同で設置済み」と回答した団体を対象に調査

※複数回答可（各割合の合計は100%と一致しない）

選択肢	都道府県		政令指定都市		中核市等		一般市		町村	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア 差別解消法に基づく地域協議会の位置付けのみ	25	4%	10	0%	26	46%	62	19%	48	17%
イ 障害者基本法の合議制の期間を兼ねる	5	1%	5	5%	3	5%	24	7%	33	11%
ウ 障害者総合支援法の協議会を兼ねる	4	%	2	0%	24	43%	242	73%	224	78%
エ 障害者虐待防止法のネットワークを兼ねる	7	5%	1	%	7	13%	40	12%	36	13%
オ その組織の位置付けを兼ねる	8	7%	3	5%	1	2%	16	5%	18	6%

3. 子会議の設置の有無

※1. で「設置済み」又は「共同で設置済み」と回答した団体を対象に調査

選択肢	都道府県		政令指定都市	
	回答数	割合	回答数	割合
ア 子議会を設置している	8	17%	1	5%
イ 子議会を設置していない	38	83%	19	95%
計	46	100%	20	100%

4. 地域協議会の構成員の属性

※1. で「設置済み」又は「共同で設置済み」と回答した団体を対象に調査

※子会議の構成員を含む

※複数回答可（各割合の合計は100%と一致しない）

選択肢	都道府県		政令指定都市	
	回答数	割合	回答数	割合
ア 地方公共団体の障害者施策主管部局	30	65%	14	70%
イ 国の機関	42	91%	16	80%
ウ 地方公共団体(アを除く)	42	91%	15	75%
エ 障害当事者、障害者団体、家族会等	45	98%	20	100%
オ 教育	31	67%	11	55%
カ 福祉等	44	96%	20	100%
キ 医療・保健	40	87%	16	80%
ク 事業者	36	78%	13	65%
ケ 法曹等	37	80%	18	90%
コ 学識経験者	32	70%	16	80%
サ 報道機関	5	11%	2	10%
シ 自治会	0	0%	1	5%
ス その他	8	17%	0	0%

5.地域協議会の構成員の人数

※1.で「設置済み」又は「共同で設置済み」と回答した団体を対象に調査

※子会議の構成員を含む

選択肢	都道府県		政令指定都市	
	回答数	割合	回答数	割合
ア 9人以下	2	4%	0	0%
イ 10～19人	9	20%	9	45%
ウ 20～29人	19	41%	7	35%
エ 30～39人	10	22%	3	15%
オ 40人以上	6	13%	1	5%
計	46	100%	20	100%

6.地域協議会の構成員に占める障害当事者の割合

※1.で「設置済み」又は「共同で設置済み」と回答した団体を対象に調査

※子会議の構成員を含む

※障害当事者ではない障害者団体職員や家族などはカウントしていない

※構成員が団体指定であるため出席する障害当事者の割合が変動的である場合などは、「一定ではない」とカウントしている

選択肢	都道府県		政令指定都市	
	回答数	割合	回答数	割合
ア 0%	5	11%	1	5%
イ 0%超～10%未満	8	17%	4	20%
ウ 10%以上～20%未満	21	46%	9	45%
エ 20%以上～30%未満	7	15%	3	15%
オ 30%以上	3	7%	2	10%
カ 定かではない	2	4%	1	5%
計	46	100%	20	100%

7.地域協議会の構成員の障害種別

※1.で「設置済み」又は「共同で設置済み」と回答した団体を対象に調査

※子会議の構成員を含む

※複数回答可（各割合の合計は100%と一致しない）

※障害当事者ではない障害者団体職員や家族などはカウントしていない

選択肢	都道府県		政令指定都市	
	回答数	割合	回答数	割合
ア 視覚障害	29	63%	8	40%
イ 聴覚・言語障害	26	57%	7	35%
ウ 盲ろう	3	7%	0	0%
エ 肢体不自由	32	70%	17	85%
オ 知的障害	7	15%	3	15%
カ 精神障害	10	22%	7	35%
キ 発達障害	3	7%	1	5%
ク 内部障害	5	11%	4	20%
ケ 難病に起因する障害	8	17%	6	30%
コ 重症心身障害	0	0%	0	0%
サ その他	2	4%	0	0%
シ 構成員に障害当事者はいない	5	1%	1	5%

8.地域協議会の構成員に占める女性の割合

※1.で「設置済み」又は「共同で設置済み」と回答した団体を対象に調査

※子会議の構成員を含む

※構成員が団体指定であるため出席する女性の割合が変動的である場合などは、「一定ではない」とカウントしている

選択肢	都道府県		政令指定都市	
	回答数	割合	回答数	割合
ア 0%	7	15%	1	5%
イ 0%超～10%未満	8	17%	1	5%
ウ 10%以上～20%未満	4	9%	2	10%
エ 20%以上～30%未満	11	24%	4	20%
オ 30%以上	13	28%	11	55%
カ 定かではない	3	7%	1	5%
計	46	100%	20	100%

9.地域協議会が行うこととされている事務

※1.で「設置済み」又は「共同で設置済み」と回答した団体を対象に調査

※複数回答可（各割合の合計は100%と一致しない）

※実績の有無は不問（地域協議会の事務として位置付けられていれば、仮に当該事務を行った実績がない場合でもカウントしている）

選択肢	都道府県		政令指定都市	
	回答数	割合	回答数	割合
ア 紛争の防止・解決を図る事案の共有	34	74%	17	85%
イ 相談事例の共有	42	91%	20	100%
ウ 相談体制の整備	26	57%	16	80%
エ 障害者差別解消法に資する取組の共有・分析	44	96%	17	85%
オ 厚生機関等による紛争解決の後押し	18	39%	9	45%
カ 差別解消法の取組の周知・発信、研修・啓発	35	76%	15	75%
キ 個別の相談事案に対する対応	14	30%	2	10%
ク その他	2	4%	4	20%

10.地域協議会自体が有する紛争解決の後押しの権限の種別

※1.で「設置済み」又は「共同で設置」と回答した団体を対象に調査

※複数回答可（各割合の合計は100%と一致しない）

選択肢	都道府県		政令指定都市	
	回答数	割合	回答数	割合
ア 報告徴収	4	9%	0	0%
イ 助言	8	17%	4	20%
ウ 指導	1	2%	0	0%
エ 勧告	6	13%	0	0%
オ 斡旋	9	20%	0	0%
カ 調停	0	0%	0	0%
キ 仲裁	0	0%	0	0%
ク その他	2	4%	1	5%
ケ 地域協議会自体は権限を有していない	34	74%	14	70%

11.地域協議会の設置予定時期

※1.で「設置予定」と回答した団体を対象に調査

選択肢	都道府県		政令指定都市		中核市等		一般市		町村	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア H29年度上半期	1	100%	0	0%	5	45%	50	32%	35	24%
イ H29年度下半期	0	0%	0	0%	3	27%	66	42%	64	43%
ウ H30年度以降	0	0%	0	0%	3	27%	42	27%	49	33%
計	1	100%	0	0%	11	100%	158	100%	148	100%

障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について～文部科学省

1 「特別支援総合プロジェクト特命チーム」と「障害者学習支援推進室」の設置

文部科学省では、障害者が生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるようにすることが重要であるとの認識のもと、省内の体制を確立するため、「特別支援総合プロジェクト特命チーム」を設置するとともに、平成29年度から生涯学習政策局に「障害者学習支援推進室」を新設。

今後、教育、スポーツ、文化の施策全体にわたり、障害者の生涯を通じた多様な学習活動を支援するため、福祉・保健・医療・労働等の関係部局と連携した進学・就職を含む切れ目ない支援体制の整備、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する特別支援教育、障害者スポーツや障害者の文化芸術活動の振興等の施策を横断的かつ総合的に推進。

2 「特別支援教育の生涯学習化に向けて」

(平成29年4月7日付 文部科学大臣メッセージ ポイント)

- 障害のある方々が、夢や希望を持って活躍できるような社会を目指していくことが必要。その中でも、保護者の方々は、特別支援学校卒業後の学びや交流の場がなくなることに大きな不安を持っていること。
- 今後は、障害のある方々が生涯を通じて教育、文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、教育施策とスポーツ施策、福祉施策と労働施策等を連動させながら支援していくことが重要。これを「特別支援教育の生涯学習化」と表現すること。
- 各地方公共団体においても、関係部局の連携の下、国と共に取り組んでいただきたいこと。

3 「障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について」

(平成29年4月7日付通知) 依頼事項のポイント

- ①障害者の多様な学習活動を総合的に支援するため、都道府県・市町村における関係機関との連携や取組の推進を行う部署の明確化など、体制の整備・充実
- ②障害者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣表彰のための適切な候補の推薦
- ③障害者スポーツ振興を総合的に推進するための体制整備
- ④全国の特別支援学校においてスポーツ、文化、教育の祭典を開催する「Special プロジェクト2020」の推進に向けた、都道府県の関係部署や関係団体等が連携した体制の構築

- ⑤障害者の個性と能力の発揮、社会参加の促進、相互理解につながる文化芸術活動の充実
- ⑥特別支援教育におけるスポーツ・文化芸術活動等の取組の充実。障害のある子供たちが円滑に次のステージに進めるような取組の充実
- ⑦小学校等における障害者に対する理解を推進する取組の充実
- ⑧大学等における障害のある学生の修学支援の在り方について、検討結果を取りまとめた「第二次まとめ」に関する周知、取組の充実

4 平成29 年度予算事業・今後の取組

○今後、以下の平成29 年度予算事業を推進するとともに、①障害者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣表彰、②平成29 年度事業の障害者支援の観点からの総点検、③各方面への周知・機運醸成などを進める。

＜平成29 年度予算事業＞

＊ Special プロジェクト2020

＊ 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制整備

＊ 地域学校協働活動推進事業

＊ 障害者の文化芸術活動の充実

＊ 社会で活躍する障害学生支援センター形成事業

○さらに、既存の施策の充実に加え、学校卒業後も教育、文化、スポーツに親しむための支援策について、ニーズを十分に捉えながら、平成30 年度概算要求なども視野に検討を進める。

医療的ケアを必要とする児童生徒の学校生活及び登下校における保護者等の付添いに関する実態調査 ～文科省

文部科学省が4月21日に公表した「公立特別支援学校における医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の学校生活及び保護者等の付き合添いに関する実態調査」の結果で、医療的ケアが必要な通学生の66%が日常的に付き添いを受けていることが分かった。

調査は、障害者権利条約に掲げられたインクルーシブ教育の構築を目指す中で、保護者が付き添っている現状が課題として合理的配慮の提供の論点の一つになることから、実態把握のために実施。

医療的ケアを受けている8,116人のうち、病院併設の学校や訪問教育を受けている児童生徒を除く通学生5,357人について平成28年5月1日現在の実態を把握した。以下、概要を一部抜粋して報告する。

◆調査対象：公立特別支援学校(高等部は本科のみ、選考かは除く)

◆調査時点：平成28年5月1日時点

◆調査項目：学校生活における保護者等の付添い件数等

登下校における保護者等の付添い件数等

※保護者等とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、幼児児童生徒を現に監護するもの、または、祖父母等の関係者であって保護者の依頼を受けて付添いを行う者をいう。

I. 全 体

1. 学校生活及び登下校における保護者等の付添い人数（対象5,357人）

- ①登下校のみ保護者等が付添っている・・・2,697人（50.4%）
- ②学校生活及び登下校の双方において保護者等が付添わない・・・1,834人（34.2%）
- ③学校生活及び登下校の双方において保護者等が付添っている・・・809人（15.1%）
- ④学校生活のみ保護者等が付添っている人数・・・17人（0.3%）

II. 学校生活における保護者等の付き添い(対象821人)

1. 学校生活における保護者等の付き添い平均日数

- ①平均週5回・・・297人（36.2%） ②平均週1回・・・265人（32.3%）
- ③平均週3回・・・106人（12.9%） ④平均週2回・・・86人（10.5%）
- ⑤平均週4回・・・67人（8.1%）

2. 学校生活における保護者等の平均付添い時間（対象817人）

- ①4時間以上・・・473人（57.9%） ②1時間未満・・・125人（15.3%）
- ③1時間～2時間未満・・・118人（14.4%） ④3時間～4時間未満・・・55人（6.8%）
- ⑤2時間～3時間未満・・・46人（5.6%）

3. 学校生活における付添いの理由（対象829人）

- ①看護師は常駐しているが学校等の希望により保護者が付添いをしている・・・440人
・人工呼吸器を使用している場合は、看護師では対応できないため、保護者の付き添いが必要。
・学校での医療的ケアは看護師及び担任が実施できるようになっているが、児童の体調に配慮して保護者に付き添ってもらっている。等
- ②その他・・・156人
・気管切開手術を行ったばかりで保護者と一緒に実態把握を行う必要があるため等
- ③保護者等が登下校の付添いを行っており、保護者の希望により、学校生活においても付添いを行っているため・・・105人
・医療的ケアを第三者に託すことに対する不安があるため等
- ④看護師や介助員等は常駐しているが、③以外で保護者等の希望があるため・・・33人
- ⑤看護師が学校にいないため、保護者等が付添いをしている・・・30人
- ⑥看護師は常駐しているが、保護者等の希望により付き添いをしている・・・28人
- ⑦看護師はいるが常駐ではないため、保護者等も連携して対応している・・・27人

III. 登下校における保護者等の付添い(対象3,491人)

1. 登下校における保護者等の平均付添い回数

- ①週10回・・・1,668人(47.8%) ②週5回・・・496人(14.2%)
- ③週8回・・・312人(8.9%) ④週6回・・・271人(7.8%)
- ⑤週9回・・・218人(6.2%) ⑥週7回・・・169人(4.9%)
- ⑦週4回・・・140人(4.0%) ⑧週2回・・・112人(3.2%)
- ⑨週1回・・・59人(1.7%) ⑩週3回・・・46人(1.3%)

2. 登下校における保護者等の主な交通手段（対象3,483人）

- ①車・・・3,297人(94.7%) ②徒歩、自転車等・・・50人

②介護タクシー・・・46人

④タクシー・・・・・・・・42人

④スクールバス・・・29人

⑤公共交通機関(電車・バス等)・・・25人

3.登下校における自宅から学校までの主な所要時間(片道)(対象者3,489人)

①30分未満・・・2,123人(60.9%) ②30分～60分未満・・・1,257人(36%)

③60分～90分未満・・・102人(2.9%) ④90分以上・・・7人(0.2%)

子ども車いす啓発活動 『バギーとベビーカーは違います』

障害や難病で首や腰が不安定な子供が乗る車椅子「バギー」は、ベビーカーと間違われやすく、電車やバス、店内でたたむよう言われ、困る保護者も多い。

バギーを利用する子どもの多くは首が座っていなかったり、医療デバイスがついていてバギーからすぐには降ろせない。またベビーカーをバギー代わりに使う子ども達にとってベビーカーは命綱である。

バギーは子どもの障害に合わせて背もたれの角度を変えることができ、姿勢を固定できる。医療的ケア児の場合は、人工呼吸器などの医療デバイスを常に持ち歩かなくてはならず、重度障害児の親にとっては、バギーがなければ子どもを連れての移動は非常に難しくなる。

そんな中、病児や障害児とその家族のサポートを目的として活動を行っている(一社)mina familyでは『子ども用車いす』の存在を知ってもらうと共に、車いすを識別するためのマークを作成し、認知度の向上のための啓発活動を行っている。

また、「バギーという子供用車椅子があることを知ってもらいたい」と2015年に結成された重度心身障害児親子の会「スマイリーサン」(東京都北区)でもバギーマークを製作。バギーに乗った子のイラストと「私は障害があります。困ったときは手をかして下さい」の文字。600枚作製し、希望者に贈った。

このほかにも、医療的ケア児と家族を支援する活動を展開するNPO法人「ソルウェイズ」(北海道札幌市)でも2012年からバギーマークを製作し、インターネット販売している。

▽NPO法人ソルウェイズ

<http://solways.jp/>

▽(一社)mina family 「子ども用車いす」啓発プロジェクト

<http://www.mina-family.jp/activity/project.html>

「ベビーカーを畳んでください。」
なんて、言わないで。
知ってください。
子ども用車いすのこと。

「子ども用車いす」であることを示すマークがあります。
このマークは、子ども用車いす及び同目的にて使用しているベビーカー(両気や脚が折れてベビーカーとして移動できない方)などが備えています。ご理解ご協力をお願いします。

一社)mina family
札幌市中央区南一条西10丁目1番1号
TEL:011-833-7742 FAX:011-833-7743

平成29年度バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者 表彰候補の推薦について

内閣府からバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する優れた取組を広く普及させることを目的とするバリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者の推薦依頼がきました。

◇目的

この表彰は、高齢者、障害者、妊婦や子ども連れの人を含む全ての人が安全で快適な社会生活を送ることができるよう、ハード、ソフト両面のバリアフリー・ユニバーサルデザインを効果的かつ総合的に推進する観点から、その推進について顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を顕彰し、もって、バリアフリー・ユニバーサルデザインに優れた取組を広く普及させることを目的とする。

◇表彰の対象

バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関して、施設の整備、製品の開発、推進・普及のための活動等において、極めて顕著な、又は特に顕著な功績又は功労のあった個人又は団体。

◇締切 平成29年6月30日(金)必着

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付総合調整担当

バリアフリー・ユニバーサルデザイン担当：E-meil:baria.kyousei@cao.go.jp

▽詳細については内閣府HPをご参照ください▽

<http://www8.cao.go.jp/souki/barrier-free/bf-index.html>

* 会長・事務局長交代及び事務所移転のお知らせ *

○秋田県肢体不自由児者父母の会連合協会

前：事務局長 金 登美一氏 → 新：事務局長 渡邊 啓宇氏（平成29年5月22日付）

○山形市・県肢体不自由児者父母の会

新住所：〒990-0021 山形県山形市小白川町2-3-31 ※電話番号は変更なし

○広島県心身障害児者父母の会連合会

前：会長 箱上 恵吾氏 → 新：会長 米田 操氏（平成29年5月28日付）

前：事務局長 沖野 利香氏 → 新：事務局長 井上 容子氏（平成29年5月28日付）

新住所：〒730-0051 広島県広島市中区大手町5-18-7-201

電話&FAX：082-567-5650

6月の行事予定

2日(金)	おもちゃの図書館全国連絡会総会	東京ビッグサイト会議棟
5日(月)	日本の福祉を考える会	自由民主党本部
7日(金)	李富鉄事務所スプリングパーティー	テレビ神奈川
16日(木)	全国心身障害児福祉財団評議員会	全国財団会議室
17日(土)～18日(日)	第52回東海北陸ブロック静岡大会	ホテルコンコルド浜松
19日(月)	日本肢体不自由児協会理事会	日肢協会議室
23日(金)	第35回内閣府障害者政策委員会 日本おもちゃ図書館財団評議員会	中央合同庁舎8号館 建築会館会議室
28日(水)	いずみNo.147発行日	
30日(金)	はげみ編集委員会	日肢協会議室